

【研究論文】

労働災害における「経済的抑止論」の評価 —「1880年雇主責任法」を分析対象として—

小出 信夫

The Evaluation of the Theory of “Economic Deterrence” —An Analysis of “Employers' Liability Act 1880” —

KOIDE Nobuo

【要旨】

イギリスの労災補償制度は損害賠償請求と社会保障給付とが併存している。そのため、前者を廃止して包括的な保障制度を求める見解とそれを存続させる見解との対立が生まれている。

この背景には、不法行為制度の事故予防機能に関する問題が存在する。このような、賠償請求により雇主に事故予防を促す考え方は「経済的抑止論」と呼ばれる。そして、これを史上初めて取り入れたのが「1880年雇主責任法」であった。

しかし、本法は効果を持たなかった。それは、経済的抑止論は、事故のリスクが不確実な点で、それだけでは雇主に事故防止を促すことにならないからである。むしろ、その実効性は、訴訟を支援する組合活動によって担保される。実際に、本法実施後の最大の焦点となったのは、組合活動の活性化であった。

本稿は、本法の実施過程を規制産業部門の資本蓄積構造や労使関係の分析を通して実証し、経済的抑止論を改めて位置付けた。それによって、不法行為制度は、経済的合理性という雇主の判断だけに依存するのではなく、労組の職場規制力によってその実効性が確保されることを説いた。

【キーワード】

労働災害、1880年雇主責任法、経済的抑止、損害賠償、労働者管理

【ABSTRACT】

In England, workmen's compensation system consists of both claims for damages and social security benefits. Therefore, there is the conflict between the view upholding the comprehensive security system without any claims for damages and the one for their continuity. Behind this is the problem of the evaluation of the theory of "economic deterrence." This theory holds that the claims for damages should lead to employers' rational decision of adapting safety measures at their own initiative, keeping in mind the cost-benefit performance. Based on this theory, "Employers' Liability Act 1880" was passed.

However, it had hardly any effect on reducing accidents. That is because the theory isn't effective until labour unions have negotiated with employers.

This treatise verifies this point of view, analysing the process of this act's enforcement, considering the structure of capital accumulation and the labour relationship in the main industries.

In conclusion, I believe claims for damages should be maintained but their effectiveness is ensured by the activities of labour unions.

【Key words】

Industrial Accidents, Employers' Liability Act 1880, Economic Deterrence, Claims for Damages, Workers' Control

はじめに

イギリスでは労働災害を被った被用者およびその遺族には、不法行為としての「過失(negligence)」を理由として、使用者に対する損害賠償請求権が存在する¹。もっとも、この過失責任主義は挙証責任の問題などで雇用関係にある労働者側に不利なもの

労働災害における「経済的抑止論」の評価

である。これを是正したのが1897年の「労働者災害補償法」²である。本法の制定によって、使用者側の過失の有無に関わらず、「雇用に起因し、かつその遂行中において生じた」事故に関して、被災者及びその遺族に補償する災害補償制度が出来た。その後、本制度は1946年に「国民保険(業務災害)法」³によって社会保障法の枠組みに組み込まれ、さらに1975年に「社会保障法」⁴によって、包括的な社会保障制度の中に位置付けられた。

この様にして、労働災害に対する補償は特別な地位を失っていった。つまり、労働災害は、「国民保健サービス(National Health Service [NHS])」として、全国民を対象に原則無料で提供される医療の一部として位置付けられることになった。言い換えれば、被災した労働者に対する治療ならびにリハビリテーションは、労災保険としての医療給付ではなく、国民保健サービスとして行われるようになった。こうして、労働災害に対する独自の給付は段階的に廃止され、現在では、労災補償給付としては長期的な労働不能に対する給付である「労働災害障害補償(Industrial Injuries Disablement Benefit)」が残っているだけである⁵。

また、損害賠償と国民保険給付との調整については、1948年「法改革(人身障害)法」⁶第2条に基づき、「人身事故についての損害賠償請求訴訟(契約から生じる訴訟を含む)においては、その損害額の算定に際し、当該侵害により負傷者が失った、もしくは将来おそらく失う得べかりし収入または利益につき、訴因が発生してから5年間に、業務傷害給付、業務障害給付もしくは疾病給付として負傷者に発生した、または将来おそらく発生する権利の2分の1が考慮されるものとする」と規定された。その後、この規定は1989年社会保障法によって改正され、さらにその後1992年社会保障管理運営法第4章(81条～104条)に引き継がれた⁷。

こうして形成された社会保障と不法行為請求訴訟との「混合システム」と称される現行制度は、不法行為制度を廃止して包括的な保障制度を求める見解⁸とそれを存続させる見解⁹との対立に直面している。

この対立の背後には、民事損害賠償請求の被害者に対する救済機能と、加害者に対する事故予防ならびに制裁機能との評価に関する問題が存在する。この問題に関して、不法行為制度の廃止論者は、その制度の諸機能、とりわけ事故予防機能について否定的な評価を下す。

こうした見解は未だ有力なものとは言えないが、しかし、この問題について審議を付託された「労働安全衛生に関する委員会」が1927年に提出した報告書¹⁰では、損害賠償制度が事故予防の努力を損なうとして、被害者の補償に関するコモン・ロー上

の訴訟制度の全面的な見直しが求められた。それにもかかわらず、同問題について再審議を付託された「人身侵害に関する民事責任と補償に関する王立委員会」が1978年に提出した報告書¹¹では、不法行為請求権を存続させることが多数派意見として表明された。

この様に、この問題の行方が依然として定まらないのは、それに関する諸研究がいずれも制定法の〈静態的な条項分析〉を中心とするものであり、その〈動態的な機能分析〉が行われていないことが一つの要因と思われる。つまり、法解釈論が主たるものであり、実定法がどの様な規制効果を持ったのかが実証的に検討されていないことがその一因であると思われる。

以上の立場から、本稿は、不法行為制度の事故予防機能を求めて制定された1880年「雇主責任法」¹²を、特に〈損害賠償請求権の発展とその予防効果〉との関係を中心として実証的に分析する。すなわち、かかる分析によって、この法の意義と限界を分析することで、労災補償制度における不法行為制度の存在意義を再検討しようとするものである。

第1章 経済的抑止論と労働災害

1. 自由意思契約論と損害賠償請求上の諸問題

労使関係が「個別的取引の自由」の原則に基づく契約論により、私人間の関係として処理されていた19世紀半ばまでであっても、雇主は自ら雇う労働者が業務上負傷または死亡した場合には特有な責任を負わされていた。

すなわち、コモン・ローの基本原則は、人は自己の行為についてのみ責任を持つ、ということであるが、労使関係においては、雇主は自分自身の不法行為に対して「個人責任」を負うほかに、自らが雇い入れた労働者が職務遂行中の不法行為によって第三者に損害を与えた場合、その第三者に対し「代位責任(vicarious liability)」を負っていた¹³。これは不法行為に基づく損害賠償について、不法行為を起こした行為者だけではなく、行為者以外の者が責任を負うというものである。

しかし、この場合でも、被害者側が損害賠償請求訴訟を起こすことは困難だった。なぜなら、それには多額の訴訟費用が必要とされたばかりでなく、雇主と法廷で争うことは再就職の機会を自ら失うことも意味していたからである。しかも、当時の裁判官の出身階層からしても、勝訴の確率は極めて低かった。つまり、提訴そのものが一つのリスクになっていたのである¹⁴。

労働災害における「経済的抑止論」の評価

しかも、こうした障壁を乗り越えて行われた賠償請求訴訟に対しては、裁判所が諸種の原則を創り出してこれを阻止した¹⁵。

すなわち、先ず、「同意は権利侵害の成立を阻却す(volenti non fit injuria)」の原則がそれである。これは原告の同意の下になされた行為は違法行為とはならない、というものである。また、「寄与過失(contributory negligence)」の抗弁も申し立てられた¹⁶。これは加害者側の不法行為によって損害が発生しても被害者側にも過失があれば前者は責任を負わない、というものである。

しかし、最も高い障壁は「共同雇用の法理(doctrine of common employment)」であった。これは、労働者が同僚労働者の過失で負傷または死亡した場合には雇主は責任を負わないというものである¹⁷。

このリーディングケースが Priestley v. Fowler, 1837¹⁸である。その事案は、同僚労働者の過失で荷馬車が横転したために、業務でそれに乗っていた原告労働者が負傷した、というものである。しかし、裁判所は、この時には、代位責任の例外として問題を処理したに過ぎなかった。

これに対し、Hutchinson v. The York, Newcastle, and Berwick Railway Co., 1850¹⁹は、雇用契約にその論拠を求める見解を示した。その事案は、被告側会社に雇用される労働者が業務中に同会社の列車に乗車していたところ、機関士の過失で列車が衝突したために死亡した、というものである。これに対して、裁判所は、雇用契約上の「業務に固有の危険」の法理²⁰、すなわち、労働者が業務に固有な危険のために負傷した場合には雇主は責任を負う義務はない、という論理をもって賠償請求を却下した。つまり、それは、自由意思契約論に基づき、雇用契約締結時の危険引き受けの意思にその根拠を求めたのである²⁰。

こうして、自由意思契約論が賠償請求上の制約として立ちはだかったのである。

2. 規制・査察による予防とその限界

これに対し、予防面での問題は、基本的には、制定法による規制と査察に委ねられていた。

先ず、繊維関連産業を中心とする製造業では 1844 年の工場法²¹、1878 年工場及び作業場法²²が、雇主の安全柵設置義務と査察官による危険箇所指定権を定めていた。また、炭坑業では、1850 年炭坑査察法²³、1872 年の炭坑規制法²⁴、1887 年炭坑規制法²⁵に至るまで、事故などに関する諸種の届け出義務と査察を定めた一連の法律が制定された。

他方、鉄道業における安全対策は、コモン・ローに委ねられていた²⁶。この様に、鉄道業が制定法による規制を受けなかったのは、同部門規制上の主要問題が合同問題であったことや、労働者よりも乗客の安全輸送に関心が寄せられていたために、労災問題が注目されにくかったこと²⁷、また議会内における利害関係者の影響力が強かったこと²⁸、などのためである。

もともと、1840年鉄道規制法²⁹で、商務省による査察制度が定められたが、査察官の権限は事故発生後の鉄道関連施設への立ち入り調査権に限定されていた。

しかし、同部門でも、1870年代初頭に、輸送能力を上回る需要圧力を受けて、事故発生率が急増した³⁰ために、貫通式自動ブレーキ、信号システムなどの整備が急がれた。そして、1871年法³¹で、事故の届け出義務や商務省による安全設備の査察が定められた。

だが、この様に、刑事制裁に裏付けられた制定法による規制と査察権の行使によって保安全管理の強化を計ろうとする方法は、1860年代から70年代にかけてその限界が明らかになった。

すなわち、統合法化の流れの中で、諸種の産業部門が同一の法規制に服するようになったために、複数の産業部門の細かい安全規制について法的に規制することが事実上不可能になった。それどころか、一産業部門の中でも、産業構造の高度化とともに予防すべきリスクが多様化するに及んで、効果的な規制のためには、詳細な規定とともに強力な制裁に裏付けられた制定法が必要とされた。しかし、それは自由放任主義の原則と抵触することが強く危惧されたのである³²。

3. 経済的抑止論と雇主責任法の成立

本稿が関心を寄せる「経済的抑止(economic deterrence)」論が声高に主張された³³のは、この様な状況の下である。

ここでいう経済的抑止とは、損害賠償請求権を発展させることで、「費用」観念に基づく雇主の合理的な意思形成に働きかけ、危険を招く意思ならびに行為を抑止しようとするものである。いわば、「抑止」を通じて「予防」を行なおうというものである³⁴。これは公共経済学でも取り上げられている概念で、そこでは「市場的抑止(本稿で言う経済的抑止)は、事故による損失あるいは事故防止の費用を内部化することによってそれを価格体系に組み入れ、事故抑止へのインセンティブを与えようとするものである」³⁵と定義されている。

そして、この抑止論によってこそ、各個別資本の生産技術構造の相違とそれに基づ

労働災害における「経済的抑止論」の評価

くリスクの多様性に対して、自由放任主義の原則と抵触せずに最も効果的に対応できると考えられたのである³⁶。

つまり、本来、刑事法の目的が行為をコントロールすることにあるのに対し、不法行為法のそれは被害者を補償することにある³⁷のだが、「経済的抑止」論は、費用観念を通じる行為のコントロールとして、後者に前者の機能を併せ持たせることを意図したのである。

ところで、この「経済的抑止」論は、労働災害に対して、刑事制裁ではなく民事的損害賠償を要求するという点で、労働者の「市民」的権利を承認させるものでもあった。あるいは、経済学的に言えば、それは労働力商品の「普遍性」の承認を迫るものであった。この「普遍性」とは、他の一般商品との「価値的同質性」と、商品としての「復元可能性」を含むものである。前者は、労働行為主体としての労働者の生産行為も他の商品と価値的に同質的なものとして扱うことである。また、後者は、その再生産能力を保証することである。つまり、雇主責任法は、労働者に市民的権利能力を与えることで、「労働力商品化」を完成させる意義を持っていたのである。

そして、逆説的ではあるが、この様な権利が要求された背後には、1870年代に、一方では、「一般組合」の成立の下で、不熟練工主体の集団的取引の観念が支配的となり、他方では、1871年労働組合法、刑法修正法、1875年共謀罪・財産保護法など労働諸立法の成立・改正により「集団的労働関係」が法認されたことがあった。つまり、集団的取り引きによって、個別的な契約主体の権利能力が拡充される流れの中で、労働者の再生産能力の保証という形で労働力商品化が完成されていったのである。

この様にして、雇主責任法は、労使関係が「Master vs. Servant」の関係から「Employer vs. Employee」の関係へ、すなわち民事的契約関係へと変わっていくことを示す一つの象徴的な要素を持っていた。言い換えれば、コモン・ローが契約の絶対不可侵性を守るのに汲々として新しい産業社会に対応仕切れなかった時、制定法は集団的労働関係を承認することで、逆に、市場の価値理念があらゆる商品に渡って貫徹することを高らかに宣言しようとしたのである³⁸。

しかし、雇主責任法の成立を巡っては、労使間で激しい対立が生じていた。しかも、その対立関係は労働組合の内部にもあった。それは、特に鉄道業で、「英国労働組合会議(Trade Union Congress[以下、TUCと略])」と鉄道業関係組合とでそれぞれ独自の法案が用意されたことに現れていた。

まずTUC案は³⁹、共同雇用の法理や危険引き受けの抗弁を全面的に廃止すること、補償額の上限を定めないこと、また法が適用される労働者の職種を限定しないことな

ど、総じて厳格な過失責任主義に立って構成されていた。しかし、他方で、それは寄与過失を承認していた。つまり、それは、補償上の利点を犠牲にしてまでも労働者に市民的権利能力を与えることを求めたのである。いわば、それは市民社会における<労働力商品化の普遍性>の承認を迫るものであった。

他方、これとは対比的に、「合同鉄道従業員組合(Amalgamated Society of Railway Servants[以下、ASRS と略])」を中心としながらも経営側が運動の主導権を握っていた⁴⁰鉄道業関係者の法案⁴¹は、様々な意味で市民社会における<労働力商品化の限定性>を示していた。しかも、同案こそが1880年雇主責任法の原案となったのである。そこで、本法に即してその内答を見てみよう。

まず、本法は、共同雇用の法理を次の場合に限りて廃止した。すなわち、①工場・機械・施設・原料などに瑕疵がある場合(第一条第一項)、②その瑕疵が雇用者もしくは検査義務者の過失により発生し、またはその瑕疵が発見されず修理されなかったことが、それらの者の過失による場合(第二条第一項)、③監督を委託された者に過失がある場合(第一条第二項)、④被害者が従わなければならない命令を与えた者、すなわち「監督」に過失がある場合(第一条第三項)、⑤就業規則に従った同僚労働者の作為・不作為により損害が生じた場合(第一条第四項)、⑥就業規則などに誤りや瑕疵がある場合(第二条第二項)、⑦信号・ポイント・機関車・列車を管理・制御する者に過失がある場合(第一条第五項)、がそれである。

しかも、法の適用対象を、鉄道従業員と1875年の雇主・労働者法⁴²の適用を受ける労働者(Workman)、すなわち、労働者(Labourer)、農業労働者、職人、熟練工、手工業者、坑夫、その他の肉体労働者に限定していた。この様に、本法は、家内労働者だけでなく、急速に増えていた事務労働者も鉄道業を例外として適用対象から外した。また、炭坑業における採炭請負人などの下請け労働者も排除していた。

要するに、同法は、一方では、<Master vs. Servant>の関係が、後者の内に新しい階層構造を産み出しつつ総体として<Employer vs. Employee>への関係へと変貌を遂げて行くこと、しかし、他方では、共同雇用の法理を部分的に残したことで、そのEmployeeもなお「市民」的権利能力を十全には持ちえないことを示している。

かかる意味で、本法は、労働者を一般市民と同等な立場にしたこと⁴³ではなく、市民社会が「差異」を含みながら全体としては「同質」的なものとして形成されることを示している。

これは、TUC が本法を労働者の市民法的同権化を求める根拠としたことは対照的である。つまり、TUC にとって、「本法は多くの労働組合を支持する者たちにとつ

労働災害における「経済的抑止論」の評価

て、単に職場の安全を求めるものであるだけでなく、象徴的な意思表示、つまり、「イギリス社会の他の者と同等な権利を得ることに向けての運動であった」⁴⁴のである。これは Bartrip が引用する TUC 総会議事録でも、一代表者が「自分たちは組合のような組織を持たない事務職員(commercial men or clerks)と同等な立場に置かれることを求めている…つまり、自分たちが出発点とする方針、すなわち他の市民と同等な立場に置かれることを求める以外の方針を持ち合わせていなかった」⁴⁵と述べていたことにも表れている。

要は、本法は、労働運動にとっては、労働者の市民的同権化を求める一施策ともなっていた。この意味では、本法がイギリス労働運動に与えた意義は、安全衛生に関する実質的な政策的効果もさることながら、19世紀末の福祉国家成立に向けた「国民」的統合の象徴的な出来事でもあったことにある。

さて、次章では、この様な特質を持つ雇主責任法が、労働力商品の損害填補とその予防に関して、個別的契約関係と集团的労働関係との対立の中でいかに機能したかを検討しよう。

第2章 雇主責任法の施行過程

1. 適用除外契約と集团的労働関係

本法の実施に対して雇主側がとった対抗措置が「適用除外契約(contractus vacatio)」であった⁴⁶。これは、労働者側と事前の契約によって不法行為責任を負わないとするもので、通常、労使共同で設置する「事故救済基金」に雇主が拠出金を増額することを伴っていた⁴⁷。また、これは形式的には任意契約とされていたが、実際には労使間の力関係からして強制的なものであり、労働者側は拒否出来なかった⁴⁸。

これによって、雇主は、一時的に巨額な賠償金を支払うという企業運営上のリスクを回避できただけでなく、何よりも、争訟とそれに伴う労使関係の悪化に悩まされずに済んだ⁴⁹。したがって、彼らはその基金への多額の拠出を厭わなかった⁵⁰。

また、適用除外契約は労使関係において互恵的な要素があった。つまり、事故救済基金は相互保険的な性質を持ち、労使双方に補償金の支払い義務を課すことで、逆に事故の発生件数が少ない場合には両者の経済的な利害関係が一致する様に構成されていた。実際に、バーミンガム近郊で従業員 600 人を雇うアルカリ製造業者の証言でも、労使間の相互保険によって事故率が減ったのは、「従業員に注意力を働かせることで直接的な利害関係と動機」⁵¹を与えたからであると述べている。

要は、相互保険制度は、雇主責任法が労災に対して使用者側に補償義務を負わせていたものを、労使双方に保険負担を広げ、またその制度による恩恵を両者が得る形式にすることで、実質的に使用者側の負担を軽減させるものであった。

これに対して、炭坑夫組合は反対運動を展開した。実際、1881年1月には、TUC議会特別委員会全体会議は「適用除外契約へのあらゆる誘惑に抵抗する」ように労働者に促す決議を採択した⁵²。

もともと、この様に事故救済基金に労使双方が拠出するという慣例は雇主責任法が成立する前から存在していた。例えば、1867年に設立された **Stavely Coal and Iron Co.** の基金では、設立当初から会社側は2,000ポンドを供出していた。これは従業員の拠出額の25パーセントに相当した。そして、労働者が負傷した時には週給または一時金で100ポンドが支給された。また、**London, Brighton, and South Coast Railway Co.** でも1880年以前から事故救済基金があったが、会社側は従業員が適用除外契約を締結すれば、拠出額を倍増するという提案をした。

これらの事例は、確かに雇主責任法を不要にするものであった。実際に、炭坑夫組合は、「ほとんどの炭坑地域で、坑内作業に伴って頻繁に生じる突然の死亡事故から犠牲者を永続的に救済するために、炭坑所有者は気前よく基金に拠出してきた。それは特別な階級立法によって現在の労使関係を損ないたくないという理由の一つである」という声明を出していた⁵³。なお、拠出金の一般的な額は従業員の拠出額の10～25%程であったが、例外的には従業員の拠出額に匹敵するか、それを超えるケースもあった。

この様な状況は個別資本としてだけではなく、特に炭坑会社の場合には業界全体の意向としても現れていた。実際、1880年10月には **Lancashire Coal Owners Association** が事故救済基金を設立することに同意し、また翌11月には **Mining Association of Great Britain** が会合を開き、「(労使双方が拠出する)保険原則が訴訟を回避し、雇主責任法の目的と精神とを満たして、すべての種類の事故に対応するのに一番効果的な原則である」との声明を出した⁵⁴。この様な事態を前にして、雇主責任法に関する議会特別委員会でも、「雇主と労働者とが拠出する良好な保険計画の方が、雇主責任法の下で損害を回復する機会を得るよりも労働者にとってはるかによい」という証言もなされた⁵⁵。

実際に、被害者側が提訴することは非常に少なかった⁵⁶。もともと、これは、被害者側が雇主側の過失を問いくかった⁵⁷ことや、裁判費用が高額であった⁵⁸ことにもよる。また、雇主側も責任が明白な場合は示談で済ませようとしていた⁵⁹。しかも、

労働災害における「経済的抑止論」の評価

提訴されたケースについては、その大多数が労働者側の敗訴に終わっていた⁶⁰。

他方で、事故救済基金の場合には、過失の証明も必要とされないどころか、被害者自身や同僚労働者に過失がある場合や、それどころかそもそも法の適用対象となっていない職種の労働者にも補償金は払われた⁶¹。その面では労働者側に有利な制度となっていた。

この様にして、適用除外契約は、損害賠償を巡る労使紛争を回避することで、資本蓄積に対する制約を解除するという多大な効果を持った。その様な効果を求めて、例えば、**Lancashire and Cheshire Permanent Relief Society** の場合には、雇主責任法が可決された後、雇主は拠出金を 10 パーセント増やしたほどである。

しかし、この適用除外契約の最も根本的な問題は、労使関係を集団的労働関係としてではなく、私人間の契約関係として処理することで、労働組合の規制力を損なうことにあった。しかも、それは雇用契約時に契約条件とされたことで、労働者側には事実上の強制力として働いた。実際、「多くの場所で、従業員は解雇予告を受けたが、それは(適用除外契約という)新たな取り決めをするためであり、それによって従業員はその条件を受け入れるか仕事を失うかしかなくなる」ことが懸念された⁶²。この様にして、適用除外契約は雇主責任法を実質的に骨抜きにするものとなったのである。

このことは 1886 年の雇主責任に関する特別委員会に送られた内務省の覚え書きと、1890 年代の労働に関する王立委員会の記録からも明らかである。そこでは労働者が何の利益もなく適用除外契約を結ぶという事例はなかったが、それは適用除外契約の締結を雇用条件としていた雇主側の強制力に対する労働者側の非難を退けるものではない⁶³。実際、適用除外契約をするのを拒んだ者たちは解雇されていた。例えば、ほとんど全てのランカシャー西部の炭坑では雇用条件になったとする査察官の報告もある⁶⁴。

この様な事態は鉄道業でも同様であった。**London and Northwestern Railway** は従業員が共済組合の組合員になることと適用除外契約を締結することを義務化した。また、**Great Eastern Railway** は強制ではなかったが、契約への同意を強く求めた⁶⁵。

ところで、以上のような会社側の救済基金に代わって、保険会社による「雇主責任保険(**Employers' Liability Insurance**)」が適用された事例もあった。これは **Northumberland and Durham** 炭田の様に、適用除外契約が締結されなかった地域で一般的に存在した。その嚆矢となったのが **Employers' Liability Assurance Corporation(ELAC)** であった。当社が設立される以前は、この地域に雇主責任保険という制度はなかった。しかし、当社は設立されてから 1886 年までの間に、約 50 万

人の従業員を対象として 12,000 から 13,000 の保険証券を発行した⁶⁶。

この保険制度は安全性の観点からすれば、その事故予防機能は劣るものであった。なぜなら、それは事故が起こらなくても、また安全設備を設置しても保険料率は変わらなかったからである。もっとも、保険会社の調査の結果、会社側の事故対策が不十分な場合には保険加入を受け入れない条項も備えてはいた。他方で、労働者に見れば、被災後に即座に補償金が支払われるという利点があった⁶⁷。

他方、本法可決後、TUC はその厳格な実施を求めて雇主に対する圧力を一層強めることになった。とりわけ適用除外契約は法の効力どころか、その存在意義を失わせるために、その締結に強く反対した⁶⁸。しかし、個々の労働者にとっては、その契約を締結しておけば、補償を受けるのに自己の過失責任が問われなかっただけでなく、そもそも法の適用対象となっていない労働者も補償を受けられるという利益があった。つまり、個別的契約主体としては、それは合理的なものとは判断出来る面があった。しかし、それは集团的労働関係に立脚する労組側からすれば、著しく不当なものであった。したがって、TUC 議会特別委員会では、「雇主が法的責任を逃れることを防ぐ」修正法案を準備するように求められ、実際に上程した。しかし他方で、合同鉄道従業員組合も同様な内容の修正法案を上程したために、両法案が衝突することになり、結果的にどちらも可決には至らなかった。しかし、これによって両組合が団結して一つの修正法案を次の会期に準備する機運が高まった⁶⁹。

改めて言えば、TUC が適用除外契約に反対する理由は、法の適用を受けなくなることで、雇主による業務適格者の選任と安全投資へのインセンティブが抑制される⁷⁰ということであった。事実、炭坑業では、この契約の締結率が高かったランカシャーとチェシャでは事故発生率が高くなっていた⁷¹のに対して、締結率が低かったノーザン・バーランドとダラムでは、事故発生率も低かった⁷²。

また、労働者に代わって組合が提訴を代行するという組合員獲得のための有力な方策が失われる、という不利益もあった。

要するに、適用除外契約は、制定法が妥当する根拠を〈個別的契約関係〉の観念によって解体し、労使関係を改めてその観念で処理するものであった。つまり、それは、〈個別的契約関係〉による〈集团的労働関係〉の解体という、労使関係の編成様式そのものにかかわる問題であった。

もっとも、この適用除外契約は広く行われていたわけではない⁷³。実際、産業部門別に見れば、1891 年には、炭坑業での締結率は、全坑夫の約 20%に過ぎず、また、鉄道業でも、全従業員の約 25%にしか過ぎなかった⁷⁴。

労働災害における「経済的抑止論」の評価

しかし、一坑夫が縦坑で墜落死した事故に関する *Griffith v. Earl of Dudley* 1882⁷⁵ のケースでは、適用除外契約を賠償請求の棄却事由として認められた。この事案は、一炭坑夫が縦坑で墜落死したことに對して、雇主である会社をその未亡人が「死亡事故法」⁷⁶の下で群裁判所に提訴したものである。この事故の原因は他の被用者の過失であった。しかし、雇主責任法が施行された日に、被告は、自社炭坑夫は共済組合 (relief society)の組合員であるべきこと、雇主責任法の適用除外契約をすること、などを定めた文書を配布していた。これに對し、群裁判所は、適用除外契約は公共の政策に反するものであること、また当該契約は互助性に欠けると言う理由で違法と判示した。しかし、高等法院女王座部では、原告の夫はその文書を読み、その後も働き続け、死亡時まで共済組合に毎週拋出していた。以上の事実を認定した後、裁判所は、契約の条項は業務上受けた負傷に對し雇主責任法の補償を被告に請求しないことを定めており、死者が雇用を受け入れ、かつその条件で任意に働き続けた以上、この特約は死者の遺族をも制約すると判示し、さらに、雇主責任法の下でも契約の自由は維持されており、こうした特約が公共の政策に反するとは言えないと判示した⁷⁷。

こうして、適用除外契約は、制定法によって認められた雇主の補償義務を、コモン・ローが立脚する自由意思契約論によって再び解体することになった。つまり、裁判所は雇用契約上のコモン・ローの至上性を改めて宣言したのである。

2. 判例の動向

ところで、本法による賠償請求権は、一方では、判例によって発展した。すなわち、先ず、「雇主」と「労働者」の範疇が、「事実問題」として処理されることになった⁷⁸。つまり、先ず、「雇主」の範疇に「請負人」が含まれることになった⁷⁹。これは、本法成立後、雇主が責任を回避するために下請け作業を増やしたことに對処したものである⁸⁰。これに應じて、「労働者」の範疇に「下請け労働者」が含まれることになった⁸¹。この様にして、本法が前提とした 1875 年雇主・労働者法による規制対象の制約は次第に解除されていった。

また、雇主側の抗弁に関しては、「業務上の危険を知っている者」とそれに「同意した者」とが区別された⁸²。さらに、「同意は権利侵害の成立を訴却す」の原則が損害賠償請求上の抗弁から外された⁸³。さらにまた、労働者が解雇される危険を恐れて作業を継続したことは、たとえ彼が危険な状態で作業をしていることを知っていたとしても、その危険を引き受けることに同意した証拠とは見なされないことになった⁸⁴。つまり、労働者が「危険を引き受けることに同意したのは、彼がそれを望んだからで

はなく、貧困であったためである」⁸⁵と示された様に、補償問題についても、個別的契約関係論を越える従属的労働関係論が法曹によって明言されたのである。こうして、労災補償についても、労使関係が実質的に不平等であることに基づいて問題が処理され始めたのである。

しかし、他方では、機械や設備の瑕疵についての挙証責任が原告に課せられた⁸⁶。また、「通常の共働者」は共同雇用の法理の通用を受けない「監督」とは見なされなくなった⁸⁷。これによって、実際の賠償請求権の行使には極めて狭い限界が課せられたのである。

要するに、実際の施行過程では、本法は労働者の市民的権利を広げる方向で運営されながらも、その権利の行使には極めて狭い枠が設定されたのである。

3. 法の予防効果

さて、この様に補償面で問題を持った本法が、予防面ではいかなる効果を持ったのだろうか。残念ながら、これについては、事故発生率に関する統計資料が不足しているために、論証が難しい。しかし、工場査察官の報告書を辿ることで、ある程度の概観は得られる。

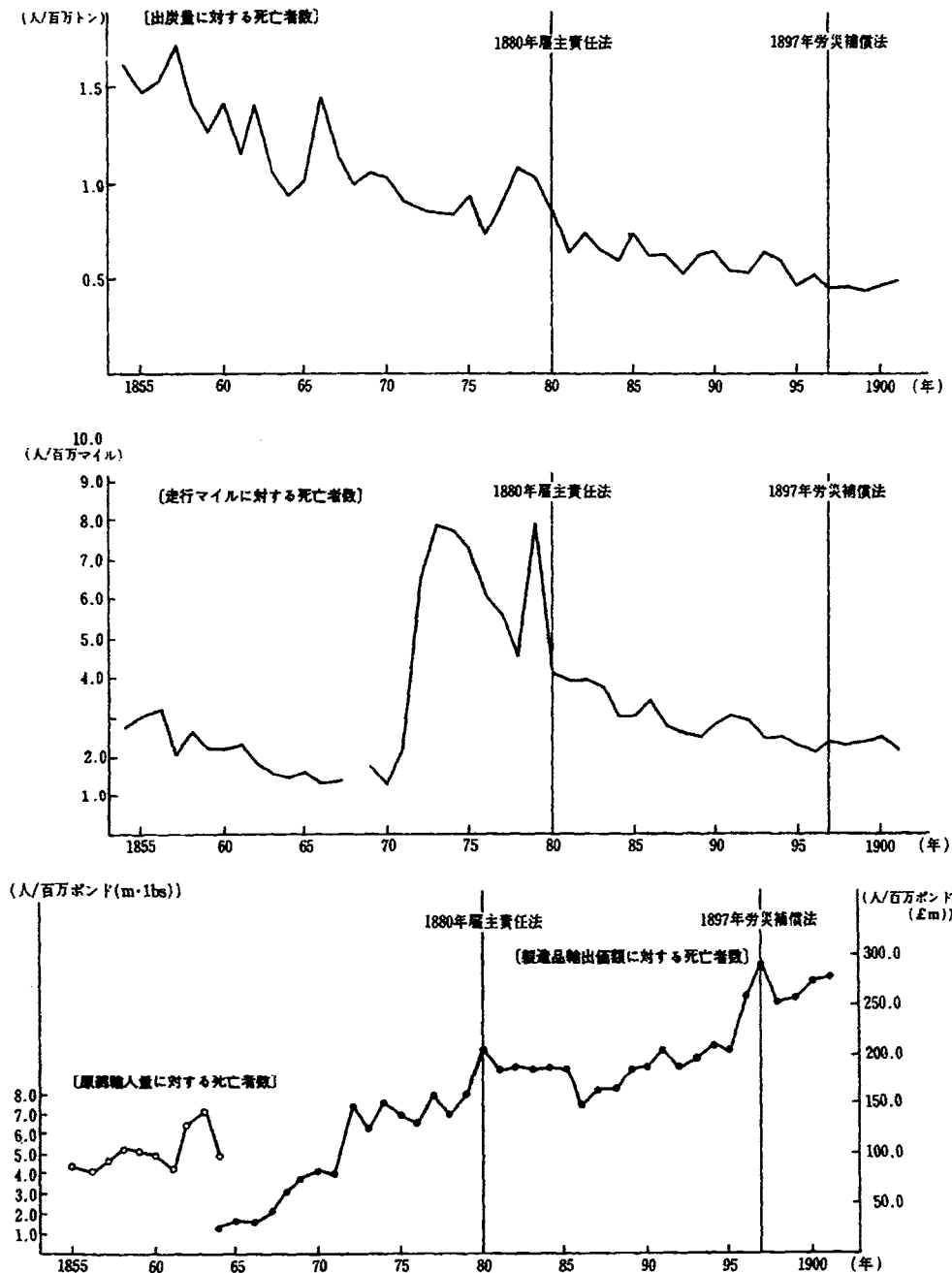
報告書によれば、本法成立直後には、査察官達は法の効果を高く評価していた。ある主任査察官は、「雇主は労働者の安全のために責任ある可能な予防策を採ることで、あらゆる種類の事故に対して責任をとることはなくなると感じている」⁸⁸と述べている。また、他の査察官も、「雇主責任法は雇主に責任感を持たせることで、確かに役立っており、危険を未然に防ぐ提言を進んで受け入れるようになった」⁸⁹と述べている。要は、全般的に雇主に注意を促す点で「良好な影響をもった」⁹⁰と言うのである。

そこで、本稿は Bartrip が利用した資料に依拠しながらも、それを再検討することで、氏とは多少違った解釈が出来ることを示すことで論証に代えよう。

先ず、下記の図1を参照されたい。これは、死亡率を、製造業に関しては原綿消費量と製造品輸出価額で、また、炭坑業に関しては出炭量で、さらに、鉄道業に関しては列車走行マイル数で表したものである。

労働災害における「経済的抑止論」の評価

図1 製造業・炭坑業・鉄道業における業況と死亡者数の関係



*1868年 n/a 出所 P.W.J.Bartrip., *The Wounded Soldiers of Industry* (Clarendon Press Oxford, 1983), pp. 44-47 から計算し作成。

さて、先ず、製造業における死亡率の動向を検討するにあたっては、次の諸点に注意する必要がある。

すなわち、第一に、工場法の適用産業部門が、何度か変更されていることである。つまり 1864 年までは、それは繊維産業部門だけに限定されていたが、1864 年⁹¹と 1878 年⁹²との工場法拡張法によって、安全規制と事故の報告義務は他の産業部門にも課せられることになった。また 1878 年には、仕事場も適用対象とされた⁹³。したがって、これらの時期に死亡者数が飛躍的に増加しているのは、そうした影響によるものと考えなければならないだろう。

また、第二に、適用産業部門が変更されていない場合でも、死亡事故の報告義務が変更されている場合がある。すなわち、1871 年以前には、死亡事故には機械を原因とするものだけが含まれていたが、1871 年法によって、それ以外の事故も含まれるようになった。したがって、この時期には死亡者数が急増しているのである。

そこで、この様なことを前提とすると、工場や仕事場の死亡率は、原綿輸入量と製造品輸出価額で表される市況を反映して波を打っていること、しかし、それが 80 年代前半には一定の落ち着きを見せていることがわかる。

したがって、雇主責任法が施行当初には市況にかかわりなくある程度の影響をもたらしたと考えられるかも知れない。しかし、同部門における法の影響について、下院特別委員会などでの積極的な証言がないことや、80 年代半ばから再び 70 年代までに似た傾向が現れているために、同法の影響は取り立てて高く評価すべきではないだろう。

他方、炭坑業における死亡率は、年々の振幅が大きいことが特徴的であるが、それは、この業種に特有な炭塵爆発など大事故が起こった場合、死亡者数が一挙に増大するからである。

そして、同部門では、この様な大きな振幅を含みながらも 50 年代から見られる低下傾向が 70 年代には停滞的になっているが、それは不況下における不変資本充用上の節約の一環として保安上の改善をしないまま出炭量を増やしたことを意味するものであろう。

これに対し、表 1 に見られる様に、1880 年法以降に死亡者数の増減の波が低位で安定していることは、同法が事故防止に一定の影響を持った⁹⁴ことを示すものと考えられる。もっとも、それ以外にも技術改善、査察回数の増加、新しい炭坑法の制定など他の諸要因が寄与したことも否定できない⁹⁵。

特に、炭坑夫組合の職場規制力は事故予防に影響を及ぼした大きな原因であったと

労働災害における「経済的抑止論」の評価

考えられる。この様に炭坑夫組合が強い職場規制力を持っていたのは、同部門の資本蓄積構造と関連する。つまり、同部門は早熟的産業として古い固定資本を抱えていた⁹⁶だけでなく、鉱区賃借契約が結ばれていたり、切羽が残柱式で行われていたために、合理化投資が制約されていた。したがって、他の産業部門の様に、技術革新の進展に伴って熟練が解体されずに、炭坑夫の自律的な職場規制力が残されていた⁹⁷。このことが事故発生率の低下に寄与したのではないかと考えられる。

最後に、鉄道業における死亡率は、71年に飛躍的に上昇するが、それは、前述の様に、71年の鉄道規制法で事故の届け出義務が定められたからである。しかし、それ以降、死亡率が急激に低下したのは、実際の状況を反映しているとは断定できない。実際、80年以降の死亡率の低下は、70年代からの長期的傾向の内に含まれるとも見られる。つまり、それは70年代の一連の安全立法の規制効果と考えられる⁹⁸。あるいは、その70年代の事態を例外として、50年代半ばから60年代末までと比較しても、その低下傾向にはたいした違いは現れていない。むしろ、そうした傾向は、そもそも世紀半ばからの各種の安全上の技術改善⁹⁹に基づく長期的な低下傾向の一局面でしかないと見るのが妥当だろう。要するに、同部門では、雇主責任法の固有な効果は認め難いのである。

以上の様に、各産業部門によって特殊な要因がある状況で、本法はその影響力を完全に否定できないとは言え、炭坑業を別とすれば、総じて強い予防効果を発揮しえなかったと言える¹⁰⁰。また、仮に事故報告数が減少していても、それは適用除外契約によって「訴訟に持ち込まれずに妥協して解決した」事例が多かったことの表れとも考えられる。実際に、現場の行政を司った査察官も、本法の施行によって「事故の予防に一層配慮して諸種の改善策が採られたとしても、それは公に認められるほどのものでなかった」¹⁰¹と述べている。

おわりに

以上を要するに、経済的抑止論に基づく1880年雇主責任法は、明確な予防効果を持たなかったという点で失敗であった¹⁰²。

もちろん、これには1880年法そのものに欠陥があったことや、適用除外契約が行われたことなど、幾つか考慮すべき点もある。しかし、むしろ問題は本法が依拠した経済的抑止論そのものに内在していたと言えよう。

つまり、経営者側が補償費用と予防費用とを比較考量し、その結果として合理的な

対応として事故予防措置を採用するはずだというこの考え方は、不確実なリスクに対応するよりも事後的に補償金を支払う方が有利であるという判断から、利潤増殖を目的とする産業資本家的観点からは、その効果を期待できないのである。

さらに、炭坑業の事例で示された様に、各個別資本の対応は現実の労使関係のあり方によって制約される。つまり、単なる費用関係に還元できない労使間の力関係が、その効果を左右することになる。それは、適用除外契約の問題に現れている。すなわち、雇主側は、それを費用論的観点だけに基づいて行ったのではなく、主として争訴による労使関係の悪化を回避するために行った。また、労働者側は、それを、単に予防効果を損なうということだけではなく、集团的取引という労使関係のあり方そのものに否定的な影響を与える、という点で問題にしたのである。

ここに至っては、経済的抑止論は本来の意味を失っていると言ってよい。つまり、その効果は、当事者間の市民的同格性を前提とした過失責任主義という〈コモン・ローの論理〉にではなく、従属的労働関係を前提とする〈労使間の現実の力関係〉に依拠するものとなっているのである¹⁰³。

以上を総じて、1880年法で市民的権利を完全に認められなかったイギリス労働者は、未だ十全にブルジョワ化しえなかった歴史のこの段階で、適用除外契約の問題を巡る闘いの中で労災問題の本質を鋭く提起したのである。つまり、彼らは、適用除外契約とは個別的契約関係によって集团的労働関係を解体する試みであることを問題とした。言い換えれば労組の主導下で雇主の不法行為責任を問うことこそが、〈労働災害の犯罪性〉を明らかにすることを問題としたのである。

ところで、この様な法的諸問題とともに、経済的抑止論が労災防止に対して不適応であるとする議論は、それが、事故の発生要因としての「偶然性」に対する対応力を持たないというものである¹⁰⁴。とりわけ、その様なリスクは産業構造の高度化に伴って一層増大するために、この種の議論は一層有力なものとなっている。

かくて、「補償」と「予防」に関する企業側の行動倫理を、費用効果分析で考えるこの抑止論は、その立論の根拠である「市民的同格化」論と、自己の出自でもある「リスクの多様化」に対する対応との双方の点で限界が現れているのである。

現行のイギリス労災補償制度におけるコモン・ロー上の損害賠償請求権の存続に関する問題も、この様な意味での経済的抑止論の限界を踏まえて再考されなければならないだろう。改めて言えば、経済的抑止論というのは、費用の観点から予防と訴訟とを比較考量する雇主の合理的判断を前提としている。しかし、雇用契約という形で市民的關係に擬制された労使関係が実質的に身分的關係であることだけをとってみて

労働災害における「経済的抑止論」の評価

も、その様な合理的判断は期待できない。特に、それは 1880 年法の施行過程において適用除外契約などの脱法行為によってその適用を回避しようとした雇主の対応に如実に見られる。

むしろ、不法行為制度の存続に関しては、単に費用論的観点からではなく、労働災害は一種の階級犯罪であるという視点から捉え直すことが重要である。つまり、そこには、民事的な賠償請求権の存続はもとより、刑事制裁に値するものがある。その意味では、現在イギリスにおいて企業の刑事責任を問う「企業致死罪(corporate killing)」が検討されていることは興味深い¹⁰⁵。

他方で、予防に関しては、労働災害というリスクを費用効果分析の観点から一定の許容度を持ってみるという「リスク論」的観点からではなく、初めからリスクの最小化を目指すという「予防原則」的な観点で捉えるべきである¹⁰⁶。そして、その具体的な取り組みとしては、リスクへの労働組合の自主管理的な対応が必要である。

このように、本稿は、1880 年雇主責任法の実証研究という限られた視点からであるが、労働災害における雇主責任の明確化という観点から、不法行為請求訴訟の存続に対して肯定的な論拠を提起した。しかし、それを単に費用論的観点から肯定したのではない。むしろ、「経済的抑止論」はその実効性を確保するためにも、過失責任主義の厳格化、加害者側企業に対する刑事制裁¹⁰⁷、組合の職場規制力の強化¹⁰⁸によって担保されるという論拠を提起したのである¹⁰⁹。

(注)

¹ S. Hardy, *Social Security Law in the United Kingdom* (3rd edn, Kluwer Law International B.V., 2019) pp. 219-233.

² 60 & 61 Vict. c. 37.

³ 9 & 10 Geo. 6 c. 62.

⁴ Social Security Act 1975 (c. 14)

⁵ *Department for work and pensions 2011 : Industrial Injuries Disablement Benefit – And other compensation schemes*. Department for work and pensions, London 11

⁶ 11 & 12 Geo. 6c. 41.

⁷ 上田達子「イギリスにおける業務上災害の概念(一)」『同志社法學』44 巻 5 号 1993-01-31、pp.136-139.

⁸ T.G.Ison, *The Forensic Lottery: A Critique on Tort Liability as a System of Personal Injury Compensation* (Staples Press, 1967), pp.7-30; P.S. Atiyah, *Accidents, Compensation and the Law* (Weidenfeld and Nicolson, 1970), pp.468-497.

⁹ B.A.Heppele, "Accidents, Compensation and the Law. By P.S. Atiyah", *Cam.L.Rev.* Vol.29, 1971 pp.294-6; S.Stoljar, "Accidents Costs and Legal Responsibility,

- Mod.L.Rev.* Vol.1.36 No.3,1973,pp.233-244.
- ¹⁰ *Report of the Committee on Safety and Health at Work*, [Cd.5034] 1972.
- ¹¹ *Report of the Royal Commission on Civil Liability and Compensation for Personal Injury*, [Cd.7054] 1978.
- ¹² 43 & 44 Vict. c. 42.
- ¹³ J. Munkman, *Employer's Liability at Common Law* (Butterworths, 1979) p.1.
- ¹⁴ P.W.J. Barttrip, "The Rise and Decline of Workmen's Compensation", Donald Harris et al., *Compensation and Support for Illness and Injury* (Oxford,1983) p.158. (以下、Bartrip 1983 I と略)。なお、本稿は同氏の研究に多大な刺激を受けている。L. Cohen, *Workmen's Compensation in Great Britain* (London,1923) p.88.
- ¹⁵ *Hansard's Parliamentary Debates, 3rd ser.*, Vol. 229, p.1155, Vol.239, pp.1066-1067.
- ¹⁶ 寄与過失の抗弁は現代においてもそれを認める見解がある。樺博行「アメリカ不法行為法における過失推定則について」『白鷗法学』第26巻1号(通巻第53号)、2019年、pp.432-433。
- ¹⁷ Cohen,1923, pp.84-86. 以下、既出文献は、このように著者名と発表年次によって示す。岩村正彦『労災補償と損害賠償—イギリス法・フランス法との比較法的考察』、東京大学出版会、1984年、pp.25-27.
- ¹⁸ 3 M.&W.1.150 E.R.1030.
- ¹⁹ 5 Ex. 343. 155 E.R.150.
- ²⁰ P.W.J. Bartrip, *The Wounded Soldiers of Industry: Industrial Compensation Policy 1833-1897* (Clarendonpress,1983), pp.103-6.(以下、Bartrip 1983 II と略)。
- ²¹ 7 & 8 Vict. c. 15. 同法については、拙稿「イギリス工場法と工場査察官の活動(上)(下)」『法政大学大学院紀要』第15号 1985年10月、『経済学年誌』(法政大学大学院)第23号、1986年を参照。
- ²² 41 & 42 Vict. c. 76.
- ²³ 3 & 4 Vict. c. 100.
- ²⁴ 35 & 36 Vict. c. 76.
- ²⁵ 50 & 51 Vict. c. 58.
- ²⁶ *Report from the Commissioners on Railway Accidents Part I* [Cd.1637]1877. p.14.(以下、RCRA と略)。
- ²⁷ Bartrip 1983 II, p.77.
- ²⁸ J. Simons, *The Railway in England and Wales 1830-1914*. (Leicester UP,1978). p.245.
- ²⁹ 3 & 4 Vict. c. 97.
- ³⁰ T.R. Gourvish, *Railways and the British Economy 1830-1914* (Macmillan Press Ltd,1980), p.52. なお、事故の原因は長時間労働と列車の運行時間が不正確であったことである。RCRA, pp.66-70.
- ³¹ 34 & 35 Vict. c.78.

- ³² Bartrip 1983 II, pp.66-67,79-83,92-96.
- ³³ *Report from the Select Committee on the Employers' Liability for Injuries to their Servants*. [Cd.372] 1876.Evi.134-135, 139-140, 197, 201-202, 12. 695-697, 702-706, 913-918, 1170.
- ³⁴ 大沢真理「エドウィン・チャドウィックの『公共経済学』」、岡田与好編『現代国家の歴史的源流』、東京大学出版会、1982年、pp.94-98。
- ³⁵ 小林好弘「事故の社会的費用と抑止のインセンティブ」『経済学研究』（北海道大学）43-2、1993.9 p.5
- ³⁶ *RCRA*, p.13.
- ³⁷ G. Williams & B.A. Hepple, *Foundations of Law of Tort* (Butterworths,1976), 飯塚、堀田訳『イギリス不法行為法の基礎』、成文堂、1983年、p.4。
- ³⁸ cf. J.B. Cronin & R.P. Grime, *Labour Law* (Butterworths, 1970), pp.155-156.
- ³⁹ *PP.*,1876(15) II.353; *Ibid.*,1878(80)III 121; *Ibid.*,1880(22)111.123; *Ibid.*,1880(130) II.155.
- ⁴⁰ Bartrip 1983 II. pp.128-130.
- ⁴¹ *PP.*,1875(86) I .373; *Ibid.*,1878-9(103)I.113; *Ibid.*,1879(303)III.131; *Ibid.*,1879(303) III.131; *Ibid.*,1880(311)III.145.
- ⁴² 38 & 39 Vict. c. 90.
- ⁴³ Bartrip 1983 II, p.157.
- ⁴⁴ Bartrip 1983 II, p.157.
- ⁴⁵ *Proceedings*, TUC Congress (1880), p.16.
- ⁴⁶ *Hansard's ... op.cit.*,Vol.280, p.510.
- ⁴⁷ 契約を締結しない場合の抛却率は、通常 8.51～10%であった。これに対し、それが締結された場合の抛却率は、15～25%であった。*Report from Select Committee on the Employers' Liability Act (1880) Amendment Bill*. [Cd.192] 1886.Evi.74-77, 88-90, 203-4,1080,1130,1163-1164,3620,3741-3743.(以下 *RELA* と略)。
- ⁴⁸ *Ibid.*,Evi.11-22,70-77,81-84,124-126,202,413-414,439,4571-4577;
Hansard's op.cit.,Vol.257.p.940.
- ⁴⁹ *RELA.*,Evi.3753.3771.5261.
- ⁵⁰ *Ibid.*,Evi.3027-3029.
- ⁵¹ *PP* 1886VIII, Select Committee on the Employers' Liability Act (1880) Amendment Bill, Evidence, p. 375; *PP* 1898 XVII, Report of Inspector Hall, p.337.
- ⁵² Bartrip 1983 II, p.163.
- ⁵³ *The Mining Journal.*, 7 Feb. 1880.
- ⁵⁴ *The Mining Journal.*, 20 Nov. 1880.
- ⁵⁵ *PP.*, 1886VIII, Select Committee on the Employers' Liability Act (1880) Amendment Bill, Evidence, p. 39.
- ⁵⁶ *Ibid.*,Evi.479,2668-2669,2671,2686-2687.
- ⁵⁷ *Ibid.*,Evi.2675.2706-2709,2750,5260.
- ⁵⁸ *Ibid.*,Evi.1826.
- ⁵⁹ *Ibid.*,Evi.479,585,1908-1909.
- ⁶⁰ *Report of the Departmental Committee appointed to Inquire into the law relating to*

Compensation for Injuries to Workmen. Vol.1[Cd.2208].1904, p.11.(以下, *RCIW* と略)。

⁶¹ *RELA.*, Evi.2457,2581,2675.

⁶² *The Mining Journal.*, 15 Jan. 1881.

⁶³ *PP.*, 1894 XXV, Royal Commission on Labour, Appendix V, Memorandum on the Evidence Relating to Employers' Liability, p.834.

⁶⁴ *PP.*, 1886VIII, Select Committee on the Employers' Liability Act (1880) Amendment Bill, Evidence, p.2.

⁶⁵ Bagwell, *The Railwaymen*, pp.117-118.

⁶⁶ *PP.*, 1886VIII, Select Committee on the Employers' Liability Act (1880) Amendment Bill, Evidence, p.288.

⁶⁷ *PP.*, 1894 XXV, Royal Commission on Labour, Appendix V, Memorandum on the Evidence Relating to Employers' Liability, p.27.

⁶⁸ 1881年初頭には、ランカシャーで約6万人の坑夫が適用除外契約反対のストを行った。

Ibid., Evi.12. cf. Evi.414,4571-4575; *Hansard's ... op.cit.*, Vol.280. p.505.

⁶⁹ *Report of the TUC Parliamentary Committee* (in TUC Proceedings) (1881), p.9.

⁷⁰ *RELA.*, App.p.556, Evi.1035,1446,1502,1575,2444.

⁷¹ *Ibid.*, Evi.63-69,99-103,142-143,1688-1690,1696-1700.

⁷² *Ibid.*, Evi.3813.

⁷³ *Ibid.*, Evi.3005-3007,3049,3069.

⁷⁴ Bartrip 1983 II, pp.171-172.

⁷⁵ 8 Q.B.D.357.

⁷⁶ Fatal Accidents Act 1846 (9 & 10 Vict. c. 93)

⁷⁷ A.H. Ruegg, *The Laws regulating the relation of employer and workman in England* (W. Clowes and sons Ltd, 1905)

⁷⁸ *Masters v. Jones & Co.*,1894,10 T.L.R.403,D.C; *Pearce v. Landsowne*,1893,62, L.J.Q.B.441.

⁷⁹ *Brown v. Butterley Coal Co.*,1885,53L.T.964; *Levering v. St. Katharine's Dock Co.*,1887,3T.L.R. 607,D.C.

⁸⁰ *RELA*, Evi.388-91; cf. *Hansard's ... op.sit.* vol.255, pp.226-227.

⁸¹ *Johnson v. Lindsay and Co.*,1891.61 L.J.Q.B.90.

⁸² *Thomas v. Quartermaine*,1887.18 Q.B.D.685.

⁸³ *Baddeley v. Earl Granville*,1887,19 Q.B.D.423.

⁸⁴ *Yarmouth v. France*,188719 Q.B.D.647。

⁸⁵ *Thrusell v. Handyside & Co.*,1888,20 Q.B.D.423.

⁸⁶ *Sutton v. Stead*,1887,3 T.L.R.499,D.C; *Connell v. Surrey Commercial Dock Co.*,1887.3 T.L.R.630,D.C; *Booker v. Higgs*,1887,3 T.L.R.618.DIC; *Harris v. Tinn*,1889.5 T.L.R.221, D.C.

⁸⁷ *Robins v. Cubitt & Co.*,1881,46 L.T.535; *Shaffers v. General Steam Navigation Co.*,1883 10 Q.B.D.356; *Hall v. North-Eastern Railway.Co.*,1885,1 T.L.R.359.

⁸⁸ *PP.*, 1882 XVIII, Report of Inspector Redgrave, p.3.

⁸⁹ *PP.*, 1892 XX, Report of Inspector Whymp, p.467.

- ⁹⁰ PP., 1882 XVIII, Report of Inspector Redgrave, p.4.
- ⁹¹ 27 & 28 Vict. c.48.
- ⁹² 30 & 31 Vict. c.103.
- ⁹³ 41 Vict. c.16.
- ⁹⁴ RELA, Evi.96-97,841-843.1062-1063,1341,1467-1468,2645-2646,5123-5124.
- ⁹⁵ Bartrip1983 II, p.189.
- ⁹⁶ M.W. Kirby, *The British Coal mining Industry,1870-1946* (Macmillan,1977), pp.4-7.
- ⁹⁷ A.B. Campbell, *The Lancashire Miners* (John Donald Publishers Ltd.,1979), p.44.
- ⁹⁸ J. Alderman, *The Railway Interest* (Leicester UP,1973), p.44.
- ⁹⁹ 会社間での信号の種類などに関する協定の締結、30年代の連結器の改良や自動ブレーキ、40年代の電信機の採用、50年代以降の枕木信号機や連動式信号、閉塞区間式(block system)、70年代の「通しブレーキ(continuous brake)」の採用などがそれである。Alderman,1973, p.45; Simmons,1978, pp.214-238; F. Ferneyhough, *Liverpool & Manchester Railway 1830-1980*.(Robert Hale,1980), pp.87-88; Bartrip1983 II, p.187.
- ¹⁰⁰ Bartrip は 1880 年法の効果を一概に否定しているが、それは極論であろう。本稿で検討した様に、少なくとも炭坑業ではその影響力は否定し難い。また、本稿でも引用した査察官報告を「雇主責任法と産業の安全との関係について非常に一般的な証拠を与えている」に過ぎないとして一蹴する見解は、現場を取り締まる行政官の生の声を軽視するものである。むしろ、1880 年法の効果を評価するにあたっては、以上の様に産業部門毎に本法が与えた影響力の相違を、資本蓄積構造や労使関係の特質などとの関係で理解することが重要であると思われる。Bartrip1983 II, pp.185-189; Do.,1983 I, p.161.
- ¹⁰¹ PP., 1883 XIX, Report of Inspector Dickinson, pp.346-347.
- ¹⁰² RCIW, p.11.
- ¹⁰³ この文脈は、敢えて仮説的に提示すれば、不法行為制度の存続を支持する議論につながるものではなく、安全衛生を巡る労使協約論につながるものである。
- ¹⁰⁴ A.F.Young, *Industrial Injuries Insurance; An Examination of British Policy* (Routledge & Kegan Paul,1964), pp.169-170.
- ¹⁰⁵ 川島友巳「企業殺人(corporate homicide)と企業の刑事責任：英米における企業への殺人罪の適用が意味するもの」『同志社法學』49 卷 4 号、1998-03-15、p.134。
- ¹⁰⁶ これは環境学で提起された考え方であるが、災害をリスク評価に矮小化しないという点では、労働災害も同じである。日本科学者会議・日本環境学会編『予防原則・リスク論に関する研究—環境・安全社会に向けて』、本の泉社、2013 年、pp.6-17。
- ¹⁰⁷ この点は政府の委員会でも指摘するところである。具体的には下級審に上限 5 千ポンドの罰金額を 2 万ポンドに引き上げること、また「健康と安全に関する違反は裁判所に投獄する権利を与える」ことを提言している。Department of the Environment, Transport and the Regions, *Revitalising Health and Safety Strategy Statement* (June 2000) p.24.
- ¹⁰⁸ もちろん、これはまだ本稿で積極的に主張されていることではない。しかし、リスク論的観点を否定し、予防原則を主張する立場からは、労働現場を熟知する労働者による自主的・自律的規制を説くことは推論の一帰結として出てくることである。

¹⁰⁹ 本稿は、拙稿「1880年雇主責任法の意義と限界—『経済的抑止』論とその効果」『季刊労働法』147号、1988.4.25、pp.187-195を書き改めたものである。前稿では結論部で労災補償に関して不法行為制度その位置付けについて誤解を招く記述があったので、特にその点を補足・訂正した。